

#### (4) 中小企業対策、下請保護のための方策

建設業界の重要な役割を担う中小・下請企業を保護、育成し、建設業界の健全な発展を図るため、次の措置を行う。

##### ①分離分割発注の推進

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）等に基づき、中小企業の受注機会を確保するため、可能なかぎり、分離分割発注の推進に努める。

##### ②B2ランク以下の最低制限価格の設定

過当競争を防止し、適正な施工を確保するため、B2ランク以下の中小企業を対象とする工事については、引き続き最低制限価格を設定する。

##### ③予定価格の積算内訳書の公表（再掲）

##### ④低入札価格調査の強化（再掲）

##### ⑤施工体制台帳の整備及びチェックの強化、現場施工体制の点検の強化等（再掲）

##### ⑥大阪府元請下請適正化指導要綱の改正及び指導の徹底

施工体制台帳の整備等に併せて、大阪府元請下請適正化指導要綱の改正を行い、指導の徹底を図る。